

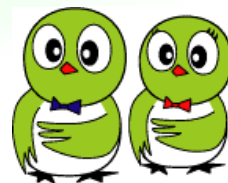


## 平成21年度スタート



平成21年度が始まりました。

本年度も引き続き、県道事業の情報を分かりやすくお伝えしていくと共に、県道坂小屋浦線の早期整備に向け、鋭意努力してまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。



### 県道坂小屋浦線

平成21年度より

## 物件調査に一部着手します。

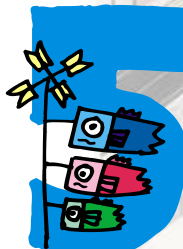
昨今の急激な経済情勢の悪化を受け、広島県は整備箇所の絞り込み、優先度の高い箇所の選択・集中を徹底した「広島県道路整備計画2008」を策定しました。

その中で、県道坂小屋浦線につきましては、“継続事業”という位置付けになりました。

また、現在行っております用地測量は、1-2工区において、道路予定地の約98%が完了し、整備に向けての機運が熟しているものと考えております。

このような状況の中で、平成21年度からは、1工区の残る用地測量と、建物などの物件調査に一部着手します。

今後のスケジュール等が決まりましたら、関係地権者の皆様にお知らせしていくと共に、県道だよりでもお知らせします。



# ～ 今後の用地事務の流れ(概略) ～

## 1 調査関係

### 土地調査について

(現在実施中—大部分完了済)

土地の所在、地番、地目、事業に必要な部分の面積、所有者、所有権以外の権利の種類等の調査を行います。

境界については、所有者の方や隣接者の方に立ち会っていただき、確定しています。

### 物件、その他の調査について

(今年度より着手)

建物や工作物等物件の種類、用途、数量、構造、所有者名、建築年等について調査を行います。

土地や建物を貸し借りされている場合、権利関係の調査を行います。

また、営業をされている場合は、営業の内容などの調査を行います。

## 2 補償金額の算定

### 3 用地・物件補償説明

### 4 契約のための協議

### 5 契約の締結

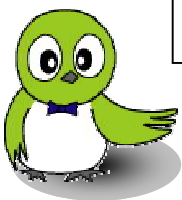
### 6 契約金の一部支払い

### 7 物件移転、土地の登記・引渡し

### 8 契約金の残金支払い

### 9 税法上の特別優遇措置

(5,000万円特別控除や、  
代替資産を取得した場合の課税の特例など)



用地測量、物件調査を行うことにより、その次の工程となる全体補償額の算定が可能となります。

また、現在行っております用地測量につきましても、継続して行ってまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

